

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	栗真小川地区 (小川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は昭和6年に耕地整理事業を、平成元年に圃場整備事業が実施された水田地帯である。一部には極めて小規模な圃場や、極端に水持ち不良の圃場も含まれる。2級河川横川東側の一部農地(約0.9ha)については、中勢用水事業の水系外であるため、用水管理に時間を要している。また、地区内の農業者の高齢化(平均72歳)・後継者不足等により自作農が減少している。地区内農地は、認定農業者6者により8割以上が耕作されている。一方で、地区内の自作農のうち自作継続の見込みがあるのは2者のみであるため、引き続き担い手による集積が必要である。しかしながら、地区内の担い手は拡大意向が乏しい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、水稻の作付が中心となっているが、将来的には、地区内の担い手の意向も鑑み、麦の作付けや麦あとで水稻の作付けも可能となるよう地区による水管理体制等について検討していく。中勢用水水系の用水管理は地区自治会を中心に行っていく。また、農業用施設(水路・農道・ゲート等)の維持・保全については、地区自治会が津市単補助事業等を活用しながら行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、また、現況にて農業上の利用が見込まれない農地は含まないこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区内の農地利用は、認定農業者4名(法人2者及び個人2者)が担っているが、このうち、個人の認定農業者が当地区における営農をR7に撤退する意向を示していることから、地区にとって担い手の確保が必要(課題)となる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、農地の貸借が発生した際は農地中間管理機構に貸し付ける。 現在、地区内の約3割程度は農地中間管理機構に貸し付けているが、相対契約等による集積農地については、今後、農地中間管理機構への貸し付けに切り替えていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の農道・水路等の整備を含めた土地改良事業は、地区内で必要性を協議した上で事業実施の要否を検討していく。特に横川井堰(整備後23年経過、耐用年数30年)の改修が今後の課題である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、現在は認定農業者4名(法人2者及び個人2者)が担っているが、現在の担い手の農地借受状況や今後の見通しを踏まえ、津市、津市農業委員会、農地中間管理機構及び津安芸農協と連携して、時期を見極めつつ地区内または他地区の新たな担い手の受入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
「受け手が見つからない」など最終的な合意が得られず、地域による担い手の検討が困難な農地については、一時的な受け皿として(株)ジェイエイ津安芸による借り受けや、「農協などの農業支援サービス事業体に農作業を委託する農地」とすることを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③地域の農地を守っていく(営農継続)ためには、限られた人材で効率的な営農の実現を目指すことが重要であることから、補助金等の支援制度の活用を見据えたスマート農業の実践を検討していく。  
⑦地区内の農業関連施設(農道、水路、ため池)については、自治会及び担い手が相互に連携して、維持管理を行っていく。  
⑧今後、老朽化(耐用年数)が進む農業関連施設の維持・改修・保全管理については、団体営及び津市単補助事業等の活用について検討を行っていく。